

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 ▶ ガンの保障

重要事項
説明

必ずお読みください

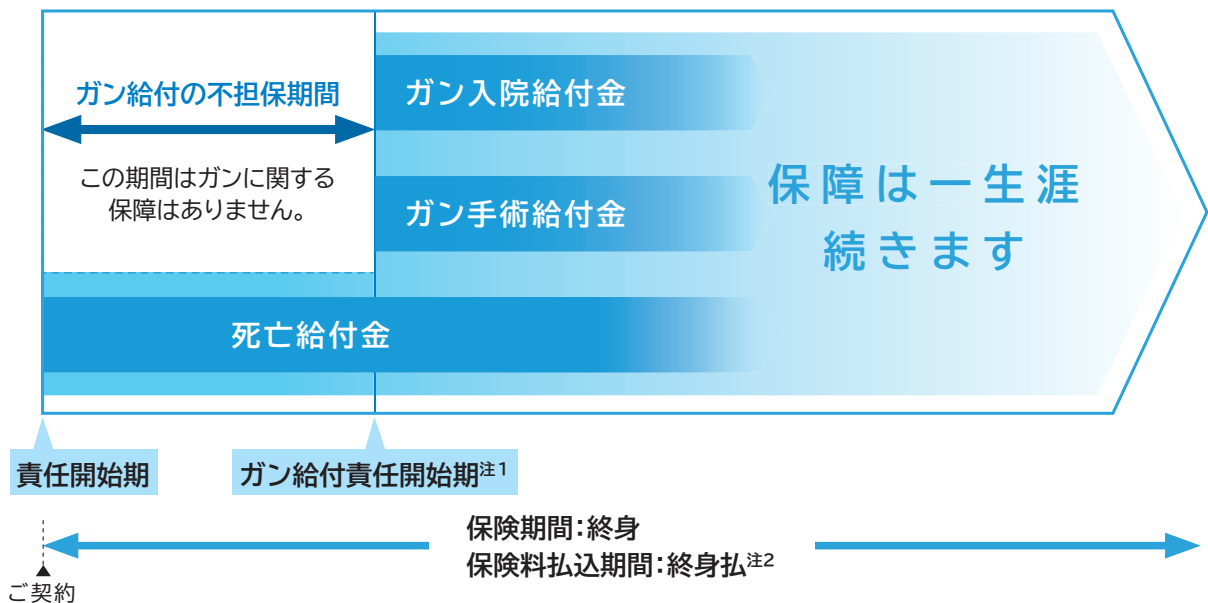
新ガン保険α (低解約返戻金特則付) 無配当

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

ガンによる約款所定の入院・手術等を一生涯にわたり保障します。

2 商品(主契約)のしくみ



注1 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

注2 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

※この保険の対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象とはなりません。

詳細は **「ご契約のしおり・約款」** をご覧ください。

※具体的なご契約の内容（給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、**「申込書」**や**「保険設計書」**等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン入院給付金 ①	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで1日以上入院されたとき	入院5日以内 ガン入院給付金日額の5倍 入院6日以上 ガン入院給付金日額 × 入院日数
ガン手術給付金 ②	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき	1回につき ガン入院給付金日額の20倍
死亡給付金	死亡されたとき	解約返戻金相当額

① ガン入院給付金

- ガン入院給付金の支払われる入院を2回以上した場合、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン（以下「原発ガン」といいます）の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。
ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
- ガン入院給付金は、ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとのお支払いします。

② ガン手術給付金

- ガン手術給付金のお支払回数に限度はありません。
ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、**60日間に1回の給付限度があります。**
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金は**お支払いできません。**
- 同時に複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1種類の手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
ただし、ガン死亡保障特約αの場合、被保険者がケガまたはガン以外の病気により、約款所定の高度障害状態になられたとき
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料の払込を免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

ガン診断給付特約 α

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ● ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ● ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額
死亡給付金	死亡されたとき	この特約の解約返戻金相当額

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、2年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものと、ガン診断給付金をお支払いします。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	主契約の ガン入院給付金日額 × 通院日数

- 次の期間（支払対象期間）中の通院についてお支払いします。
 - 初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
 - 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ガンの治療を目的として入院されたとき

※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。
- 次の通院についてはお支払い対象外です。
 - 検査や経過観察のための通院
 - 美容上の処置による通院
 - 治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入、受取りのみの通院
 - ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等
- 1日に2回以上通院された場合、1回の通院とみなします。
- 主契約からガン入院給付金がお支払される場合、ガン入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いできません。

在宅療養給付特約 α

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
在宅療養給付金	ガン入院給付金の支払われる入院をされ、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき	ガン入院給付金日額の20倍
死亡給付金	死亡されたとき	この特約の解約返戻金相当額

- 在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金を **お支払いできません**。

ガン先進医療特約 α

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン先進医療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 先進医療にかかわる技術料 ● 約款所定の交通費・宿泊費（1泊につき1万円を限度）
死亡給付金	死亡されたとき	この特約の解約返戻金相当額

- ガン先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。
 - 先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養に規定する先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
- ※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。
- そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。

ガン死亡保障特約 α

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン死亡保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで死亡されたとき	ガン死亡保険金額
ガン高度障害保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の高度障害状態になられたとき	
死亡給付金	ガン死亡保険金のお支払事由以外の事由で死亡されたとき	この特約の解約返戻金相当額

- ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金・死亡給付金は、重複して **お支払いできません**。

5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について

■ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は次のとおりです。

〈口座振替扱、団体扱、準団体扱、集団扱、クレジットカード扱の場合〉

次のいずれか遅い日からガンに関する保障を開始します。

- ①責任開始日^注からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ②被保険者に関する告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日



〈振替扱（送金扱）の場合〉

責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日からガンに関する保障を開始します。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が告知時以前からガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）までの間にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

主契約・特約とも**無効となり**、給付金等は**お支払いできません**。

この場合、既に払い込まれた保険料はお戻しします。

※告知時以前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときは既に払い込まれた保険料は**お戻ししません**。ただし、解約返戻金があるときはこれをお支払いします。

7 解約返戻金について

主契約・特約^注とも低解約返戻金特則が付加されており、解約返戻金の水準を低く設定していますので、解約返戻金は**払込保険料の合計額よりも大幅に少なくなります**。

注 ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）は、保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。

8 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません**。

9 お支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得てガン先進医療特約αのガン先進医療給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

10 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険 (&LIFE 新ガン保険α) です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

ほけん百花

MS&AD INSURANCE GROUP

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195